

確定申告の受付・住民税申告相談

つぎの日程表のとおり、確定申告の受付・住民税申告相談を各会場で行います。
申告の必要な方は、必要書類を持参のうえ各会場までおこしてください。

月 日	曜日	対象地区	受付会場	受付時間
2月12日	火	牛 滝	交 流 促 進 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月13日	水	福 浦	歌 舞 伎 の 館	午前10時～午後2時
2月14日	木	長 後	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月15日	金	予 備 日（役場窓口で申告できます）		
2月18日	月	磯 谷	漁 民 研 修 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月19日	火	矢 越	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月20日	水	原 田	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～午後2時
2月21日	木	川 目	生 活 改 善 セ ン タ ー	午前10時～正午
2月22日	金	予 備 日（役場窓口で申告できます）		
2月25日	月	古佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月26日	火			
2月27日	水	大佐井	アルサス（しおさいホール）	午前10時～午後4時
2月28日	木			
3月1日(金)～15日(金) (※土日祝祭日を除く)			予 備 日（役場窓口で申告できます）	

※各地区で申告受付の際は、役場庁舎内に税務担当職員が不在となりますのでご注意ください。
上記日程で申告ができない場合は、予備日に役場窓口で申告してください。

【申告の必要な方】

平成25年1月1日現在、佐井村に住んでいる方で、前年中（平成24年1月から12月）に次のような所得があった方。

- ①営業、漁業、その他の事業所得、地代、家賃、配当などの所得のあった方
- ②給与所得者で勤務先から役場へ給与支払報告書の提出のない方
- ③給与所得者で給与所得以外の所得があった方

所得のない方でも、扶養者の勤務先、官公庁などに所得証明書、非課税証明書などの提出を必要とする場合があります。また、国民健康保険税や保険料などの算定や軽減、国民年金保険料の免除、保育料などの判定にも必要となります。住民税の申告はこのような証明書などの発行をする際の資料となりますので申告が必要です。

※なお、年金受給者で平成24年中の年金受給額が400万円以下であり、それ以外の所得が20万円以下の場合は申告の必要がありません。

【必要な書類】

- ◆印鑑（必ず持参してください。口座振替を利用する方は、金融機関の通帳・届出印を持参してください。）
- ◆源泉徴収票（原本）
- ◆漁業所得、不動産所得（貸家、貸地など）、営業所得のある方は収入計算書や必要経費明細書など所得の計算のできる書類
- ◆国民年金掛金および社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料など）の領収書（国民年金の口座振替を利用している方は、領収額がわかるものを持参してください。）
- ◆生命保険料、個人年金および地震保険料の支払証明書
- ◆土地などの譲渡所得がある方は契約書等売買金額のわかる書類

※確定申告書が税務署から送付されている場合は必ず持参してください。